

EU（欧州連合）の情報（国情、労働安全衛生制度）

当国際センターにおいては、2017年3月21日に、欧州連合（EU）理事会指令 98/24/EC に従って第4番目の職業上のばく露限界値の指示を樹立し、及び（EU）委員会指令 91/322/EEC, 2000/39/EC 及び 2009/161/EU を改正する 2017年1月31日の（EU）委員会指令 2017/164 を紹介しました。

また、2017年5月には、Eurostat（欧州統計事務所）が公表した2014年のデータを中心とするEU加盟28カ国等の労働災害発生状況に関する統計及びその統計で得られた主要な知見について紹介しました。

これらの二つの記事・論文を踏まえて、2016年4月7日に公表しました「EU（欧州連合）の情報（国情、労働安全衛生制度）」に関する記事のうち、「VII [EUにおける労働安全衛生に関する基本的枠組み](#)」中の「[\(その他の\)労働安全衛生の関連する視点\(1\)](#)」の「1. [化学的因子へのばく露及び化学安全](#)」の一部分及び「X EUにおける労働災害統計について」の全部を、それぞれ、改訂しました。

本稿では、これらの改訂した部分を含めて、改めて「EU（欧州連合）の労働安全衛生制度について」のうちの表紙、目次及びI～VIまでを掲載するものです。

EU（欧州連合）の労働安全衛生制度について （そのうちのI～VI）

2017年5月一部修正版
中央労働災害防止協会技術支援部
国際センター

目次

I. 一般事情

1. 欧州連合（EU：European Union：以下単に「EU」という。）の概要
2. 加盟国
3. 総面積
4. 総人口（2015年）
5. EUの略史

II 経済

III 日本・EU関係

IV 政策

V 主要機関

VI EUの法制等の概要について

VII EUにおける労働安全衛生に関する基本的枠組み

1. EUにおける労働安全衛生枠組み指令のEU条約上の位置づけ及び意義
2. EUにおける理事会指令の法制化の手順
3. 個別の項目ごとの（理事会）指令の概要

1. 労働安全衛生枠組み指令 ((Directive 89/391 EEC)
 2. 作業場、設備、標識、個人用保護具
 3. 指令 99/92/EC—爆発性の雰囲気（大気環境）からの潜在的なリスクにある労働者の安全及び健康保護の改善のための最小限の要求事項に関する 1999 年 12 月 16 日の爆発性雰囲気からのリスク（理事会指令 89/391/EEC 第 16 条第 1 項の意義における 15 番目の個別指令）
 4. 指令 92/58/EEC—作業における安全及び/又は健康上のシンボルの規定のための最小限の要求事項に関する 1992 年 6 月 24 日の安全及び/又は健康のシンボル（枠組み指令 89/391/EEC 第 16 条第 1 項の意義における第 9 番目の目の個別指令）
 5. 指令 89/656/EEC—労働者が使用するための作業場における個人用保護具の最小限の健康及び安全に関する 1989 年 11 月 30 日の個人用保護具（枠組み指令 89/391/EEC 第 16 条第 1 項の意義における第 3 番目の目の個別指令）
 6. 指令 89/654/EEC—作業場についての最低限の安全及び健康上の要求事項に関する 1989 年 11 月 30 日の作業場の要求事項（枠組み指令 89/391/EEC 第 16 条第 1 項の意義における最初の個別指令）
4. (その他の) 労働安全衛生の関連する視点 (1)
- (別記)
- (理事会) 指令 2006/42/EC-2006 年 5 月 17 日の新たな機械指令
1. 化学的因子へのばく露及び化学安全
 2. (その他の) 労働安全衛生に関連する項目 (2)
 1. 生物的因子へのばく露
 2. 作業上の荷重、人間工学的及び心理的リスク
5. (その他の) 労働安全衛生の関連する視点 (2)
6. (その他の) 労働安全衛生関連する視点 (3)

7. 特別の部門及び労働者が関係する規定
8. (その他の) 労働安全衛生関係の視点 (4)

VIII EU (欧州連合) 及び EU-OSHA (欧州労働安全衛生機構) における中期的な労働安全衛生戦略について

IX EU (欧州連合) の労働安全衛生に関する特に重要な指令及び規則の要点 (主要な条文についての英語原文—日本語仮訳、日本語による主要な規定の要約等)

1. 労働安全衛生枠組み指令 ((89/391/EEC) について
2. その他の EU の労働安全衛生に関する重要な指令
 1. 職場で、化学物質にさらされるリスクからの労働者の保護に関する指令 (98/24/EEC) の要点
 2. 職場で、がん原性物質又は変異原性物質にさらされるリスクからの労働者の保護に関する欧州議会及び欧州理事会指令 (2004/37/EC) の要点
 3. 「物質及び混合物の分類、表示、包装に関する、指令 67/548/EEC 及び 1999/45/EC を改正し、廃止し、規則 (EC) No 1907/2006 を改正する、2008 年 12 月 16 日付け欧州議会及び理事会規則 (EC) No1272/2008」(以下「(EC) No1272/2008」という。) の要点
 4. EU 委員会による化学品に対する新たな総合的な規制 (REACH) の要点

X その他の EU のガイドライン、欧州標準 (European standards) について

XI EU における労働災害統計等について

XII 欧州労働安全衛生機構—EU-OSHA の組織、運営及び活動について

XIII 参考文献、参考資料等

I 一般事情

資料出所:特記しない限り、外務省ホームページ:欧州連合(EU)一般事情:平成28年(2016年6月1日版)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>

1 欧州連合 (EU : European Union) の概要

- 欧州連合条約に基づく、経済通貨同盟、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い分野での協力を進めている政治・経済統合体。
- 経済・通貨同盟については、国家主権の一部を委譲。域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場を形成している。その他の分野についても、加盟国の権限を前提としつつ、最大限 EU としての共通の立場を取ることで、政治的にも「一つの声」で発言している。
- The European flag は、次のとおりである。



2 加盟国

28 か国 :

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

3 総面積

429 万平方キロメートル (日本の約 11 倍)

4 総人口（2015年）

5億820万人（Eurostat、暫定値）（日本の約4倍）

5 EUの略史

| 年月 | 略史 |
|-------|--|
| 1952年 | 欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立（パリ条約発効）。原加盟国：フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク |
| 1958年 | 欧州経済共同体（EEC）、欧州原子力共同体（EURATOM）設立（ローマ条約発効） |
| 1967年 | 3共同体の主要機関統合 |
| 1968年 | 関税同盟完成 |

| 年月 | 略史 |
|---------|----------------------------|
| 1973 年 | 英国、アイルランド、デンマーク加盟 |
| 1979 年 | 欧州議会初の直接選挙実施、欧州通貨制度（EMS）導入 |
| 1981 年 | ギリシャ加盟 |
| 1986 年 | スペイン、ポルトガル加盟 |
| 1987 年 | 「単一欧州議定書」発効 |
| 1992 年末 | 域内市場統合完成 |

| 年月 | 略史 |
|----------|------------------------|
| 1993年11月 | マーストリヒト条約発効 |
| 1994年1月 | 欧州経済領域（EEA）発足 |
| 1995年1月 | オーストリア、スウェーデン、フィンランド加盟 |
| 1999年1月 | 経済通貨同盟第3段階への移行（ユーロの導入） |
| 1999年5月 | アムステルダム条約発効 |
| 2002年1月 | ユーロ紙幣・硬貨の流通開始 |

| 年月 | 略史 |
|----------|--------------------|
| 2002年7月 | ECSC 条約の失効、ECSC 解消 |
| 2003年2月 | ニース条約発効 |
| 2004年5月 | 中東欧等 10 か国が加盟 |
| 2007年1月 | ブルガリア、ルーマニア加盟 |
| 2009年12月 | リスボン条約発効 |
| 2013年7月 | クロアチア加盟 |

II 経済

1 GDP (出典：IMF World Economic Outlook)

16兆2,204億米ドル (2015年)

(作成者注：日本の2015年の名目GDPは、4兆1,240億米ドル(内閣府資料による。)であるから、EUのGDPは、日本のその約3.93倍に相当する。)

2 一人当たりGDP (購買力平価ベース) (出典：IMF World Economic Outlook)

37,852ドル (2015年)

(作成者注：日本の2015年の一人当たりGDPは、32,500米ドル(内閣府資料による。)であるから、EUの一人当たりGDPは、日本のその約1.16倍に相当する。)

3 主要経済指標 (EU28 各国)

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 見通し | 2016年 見通し | 2017年 見通し |
|----------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 実質GDP成長率 | 0.2% | 1.4% | 2.0% | 1.8% | 1.9% |

| | 2013 年 | 2014 年 | 2015 年 見通し | 2016 年 見通し | 2017 年 見通し |
|---------------|--------|--------|---------------|---------------|---------------|
| インフレ率 | 1.5% | 0.5% | 0.0% | 0.3% | 1.5% |
| 失業率 | 10.9% | 10.2% | 9.4% | 8.9% | 8.5% |
| 財政赤字（対 GDP 比） | -3.3% | -3.0% | -2.4% | -2.1% | -1.8% |

（2016 年 5 月、欧州委員会 2016 年春の経済見通し）

4 貿易総額（EU28 各国）（出典：Eurostat）

（1）輸出

1 兆 7,907 億ユーロ（2014 年、EU 域外）

（2）輸入

1 兆 7,265 億ユーロ（2014 年、EU 域外）

5 主要貿易相手国（2014 年）（出典：Eurostat）

(1) 輸出

米国 (20.7%)、中国 (9.5%)、スイス (8.4%)、トルコ (4.4%)、ロシア (4.1%)、ノルウェー (2.7%)

(2) 輸入

中国 (20.3%)、米国 (14.4%)、ロシア (7.9%)、スイス (5.9%)、ノルウェー (4.3%)、トルコ (3.6%)、日本 (3.5%)

6 通貨

1999年1月にEU加盟国中（作成者注：イギリス、スウェーデン、デンマーク、ギリシャを除く）11か国（作成者注：すなわち、この時点では、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、アイルランド、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランドである。）で単一通貨ユーロを導入（ユーロ貨幣の流通は2002年1月から）。2001年1月にギリシャ、2007年1月にスロベニア、2008年1月にマルタ、キプロス、2009年1月よりスロバキア、2011年1月よりエストニア、2014年1月よりラトビア、2015年1月よりリトアニアが加わり、参加国は19か国に拡大。

7 為替レート

1ユーロ=134.31円（2015年平均 Eurostat）

8 財政

予算額（2015年）約1,550億ユーロ

9 経済概況

主要貿易相手国経済が減速し、ユーロ安といったプラス要因が薄れていく中で、欧州の経済成長は穏やかなものに留まると見込まれる。2016年においては、ユーロ圏の財政政策が経済成長を支えると期待される一方、実質可処分所得の拡大は、原油価格が再び上昇へと転じる中で次第に弱まっていくと考えられる。また、輸出はこれまでユーロ安の恩恵を受けてきたが、最近のユーロ高により、域外経済減速の影響をより強く受ける可能性がある。

成長率にバラつきがあるものの、全ての加盟国で 2017 年まで成長が続くと見込まれる。

(2016 年 5 月、欧州委員会 2016 年春の経済見通しを基に作成)

Ⅲ 日本・EU 関係

1 外交関係

1959 年

駐ベルギー大使を 3 共同体日本政府代表に任命。

1974 年

駐日欧州共同体委員会代表部設置 (2009 年に駐日欧州連合代表部に名称変更)。

1975 年

欧州共同体日本政府代表部開設 (1996 年に欧州連合日本政府代表部に名称変更)。

2 政治関係

1991 年 7 月の「日本・EC 共同宣言」(ハーグ)に基づき多方面にわたる密接な協力関係を構築。1991 年以来「日 EU 定期首脳協議」(EU 側より議長国首脳及び欧州委員会委員長が出席。リスボン条約発効(2009 年 12 月)以降は、EU 側は欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が出席)を原則年 1 回の頻度で開催(前回 2015 年 5 月、東京)。

3 経済関係

(1) 対日貿易

(ア) 貿易額 (2014 年、財務省・貿易統計)

- 日本の輸出 7兆9,851億円
- 日本の輸入 8兆6,250億円

(イ) 対日貿易主要品目 (2015年、財務省・貿易統計)

- 日本の輸出 自動車、原料別製品、自動車の部分品、原動機
- 日本の輸入 医薬品、自動車、有機化合物

(2) 直接投資 (2015年、日本銀行)

(フロー)

- 日本→EU 3兆7,682億円
- EU→日本 -1兆3,301億円

(ストック)

- 日本→EU 34兆7,599億円
- EU→日本 10兆926億円

(3) 日本企業のEU域内進出状況

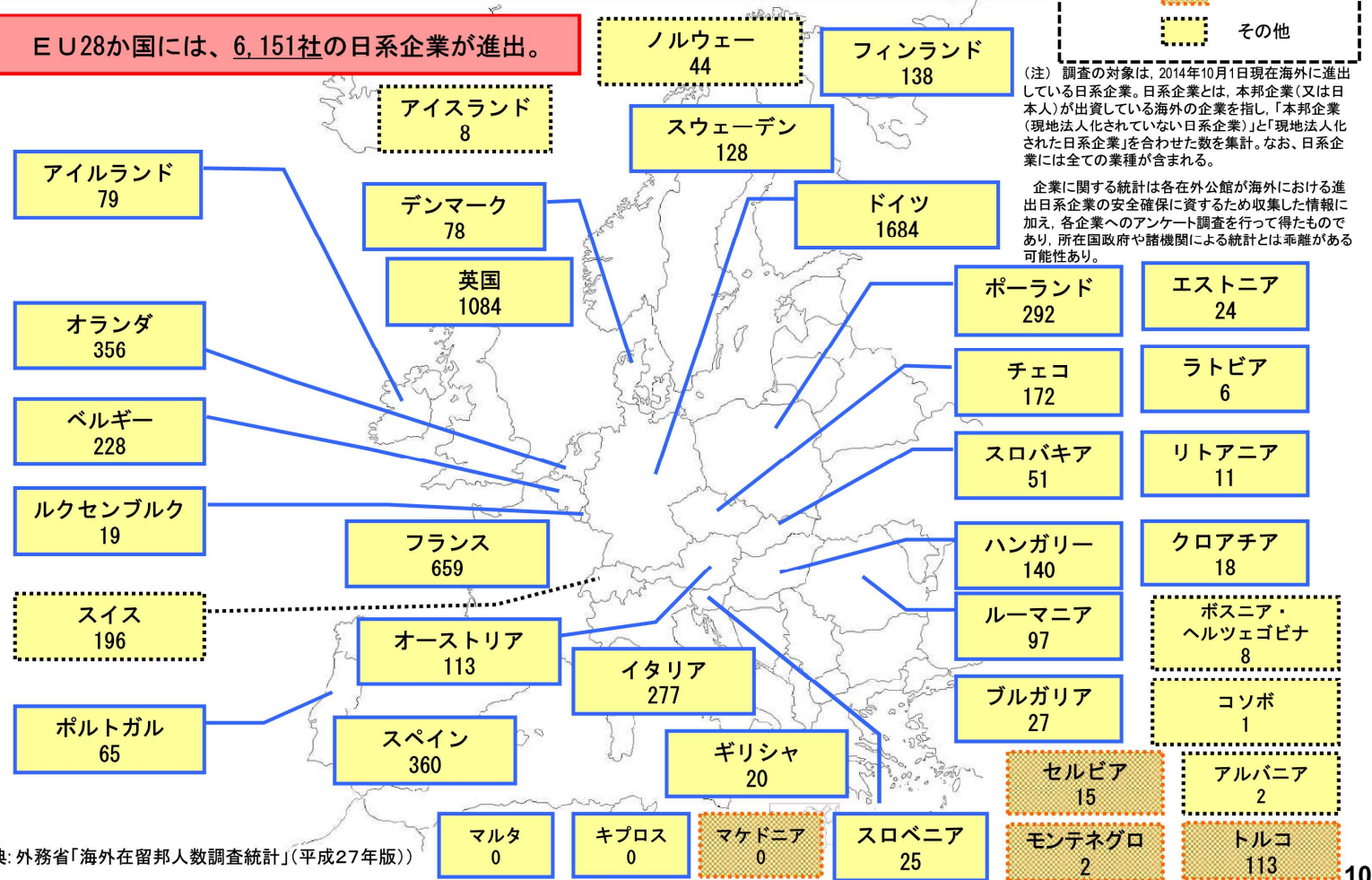
別図を参照されたい。(資料出所：外務省ウェブサイト：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000112186.pdf> から、10ページの図を抜粋した。)

EU域内には、2014年10月1日の時点で、合計2,151社の日系企業が進出している。

(別図)

欧州への進出日系企業数^(注)(2014年)

EU 28か国には、6,151社の日系企業が進出。



(出典: 外務省「海外在留邦人数調査統計」(平成27年版))

4 文化関係

日—EU の文脈でのセミナー、シンポジウム等の知的交流のほか市民交流・文化交流の促進を目的とした様々な交流事業が実施されている。2015年6月、俳句を通じた交流強化のため、ファン＝ロンパイ前欧州理事会議長に「日 EU 俳句交流大使」を委嘱した（委嘱期間は2年間）。

5 要人往来（省略）

6 日本・EU 間の条約・取極

1974年

欧州共同体委員会の代表部設置・特権免除協定

1989年

欧州原子力共同体との制御核融合協力協定

2002年

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定（MRA）

2003年

反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

2006年

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

2007年

日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定

2008年

税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

2011年

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定

2011年

日 EC 科学技術協力協定

IV 政策

1 経済統合

(1) 関税同盟と共通農業政策（CAP）

経済統合の柱。加盟国間の貿易に対する関税・数量制限を撤廃し、域外に対する共通関税率と共通通商政策を適用。農業分野では、（ア）市場の統一、（イ）域内を優先させる輸出補助金や市場介入による域内価格の安定、（ウ）財政の一体化を原則とする。第1の柱として、農家への直接支払いを導入。

2003年6月の中間見直しにおいて、生産高とリンクした直接支払いから、生産要素と切り離し（デカップリング）、過去の受領額に応じた単一直接支払いを導入。また、第2の柱として、農村開発政策を強化した。2008年5月には、CAPの実効性を再評価する「ヘルス・チェック」が行われ、デカップリングの徹底、環境保全等を条件とする支払い等が導入された。2013年6月、2014年～2020年のCAP改革について政治合意が達成され、より公正で環境に配慮した直接支払い、食料生産チェーンにおける農業者の地位の向上、効率性や透明性の向上等を実施することが発表された。

(2) 域内市場統合の完成

域内市場統合白書（1985年）と単一欧州議定書（1987年）に基づき、人・モノ・サービス・資本の移動が自由な単一市場を完成させるため、1992年末までに物理的・技術的・財政的障害の除去を目的とした約280項目の自由化・共通化のためのEU法令を採択。2000年に発出されたリスボン戦略に呼応し、残るサービスの自由移動の障害を除去するためのサービス指令が2006年12月欧州理事会で採択。

(3) 経済通貨同盟（EMU）

加盟国間の外国為替相場の変動率を一定の幅に抑えるため1979年より実施されていた欧州通貨制度（EMS）をさらに一步進め、各通貨間の相場の固定と単一通貨の導入を行ったもの。欧州連合条約に盛り込まれた手続に従い、1994年に後の欧州中央銀行（ECB）の前身である欧州通貨機構（EMI）を設立、各国の経済・財政政策の収斂を図り、物価の変動率や財政赤字のGDPに対する比率等に関する基準を満たした11か国が1999年1月1日より単一通貨ユーロを導入した。ユーロ貨幣の流通が開始されたのは2002年1月1日。2001年1月にギリシャ、2007年1月にスロベニア、2008年1月にマルタ、キプロス、2009年1月にスロバキア、2011年1月にエストニア、2014年1月にラトビア、2015年1月からリトアニアがユーロを導入し、現在、ユーロ圏は19か国。

2 政治統合

1993年に発効した欧州連合条約（マーストリヒト条約）に将来の防衛分野での協力も視野に入れた共通外交・安全保障政策（CFSP）、加盟国国民に共通の市民としての基本的な権利（地方自治体選挙権等）を認める欧州市民権の導入、司法・内務分野の協力等が盛り込まれた。これに基づき、主要な国際問題に関する共通の行動や、移民、国境管理、テロ・麻薬対策などに関する協力を行っている。特に、1999年のアムステルダム条約発効以降、CFSPが強化され、安全保障分野についても、これまでに文民・軍事両面で30を超える危機管理ミッション（ESDP。ただしリスボン条約の発効によりCSDPに改名）がアフリカ、中東、アジア等に幅広く派遣され、国際社会の平和と安定に貢献している。また、2009年のリスボン条約発効により外務・安全保障政策上級代表ポスト（現モグリーニ上級代表）が創設された。2010年7月に欧州対外活動庁（EEAS）の設置が決定され、2011年1月に正式発足した。

3 警察・刑事司法協力

従来から政府間協力の枠組みで実施されてきた司法・内務分野における協力がマーストリヒト条約において EU の活動に取り入れられ、1999 年のアムステルダム条約発効に伴い警察・刑事司法協力と改称された。2001 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロ発生以降、同分野での協力が急速に進展している。

なお、リスボン条約発効により 3 本柱構造が廃止されたが、警察・刑事司法協力に関する政策分野についての政府間協議は一部で残ることとなっている。

4 EU 拡大

1958 年 (EC) 原加盟国 :

ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク

1973 年 (EC) 第 1 次拡大 :

英国、アイルランド、デンマーク

1981 年 (EC) 第 2 次拡大 :

ギリシャ

1986 年 (EC) 第 3 次拡大 :

スペイン、ポルトガル

1995 年 (EU) 第 4 次拡大 :

オーストリア、スウェーデン、フィンランド

2004年（EU）第5次拡大：

ポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、スロバキア、スロベニア

2007年（EU）第5次拡大：

ブルガリア、ルーマニア

2013年（EU）第6次拡大：

クロアチア

5 EUの機構改革

2004年及び2007年の拡大の結果、加盟国が27か国になったEUをより効率的・機能的にするため、EU関連条約の見直しが行われ、2007年12月に開かれた欧州理事会にて「リスボン条約」が署名され2009年12月1日に発効した。同条約の発効により、常任の欧州理事会議長への任命、EU外務・安全保障政策上級代表への任命、欧州対外活動庁の創設等機構改革及び共通外交・安全保障政策実施体制の強化、欧州議会・各国議会の権限強化等が行われた。

6 2016年6月23日の連合王国（英国）におけるEUからの離脱の可否に関する国民投票の結果について

この英国における国民投票の結果（離脱支持票が過半数を超えた。）を踏まえて、日本の外務大臣は、平成28年6月24日に次のとおりの外務大臣談話を発表している。

- 1 6月23日、英国においてEU残留・離脱を問う国民投票が行われ、離脱支持票が過半数を超えることが明らかとなりました。
- 2 今後、英国・EU間では様々な協議が行われていくものと考えられますが、我が国としては、その展開に伴う我が国及び国際社会への影響につき注視し、我が国の国益の観点から適切に対応していきます。
- 3 日英両国は、基本的価値を共有し、政治、経済、安全保障等、様々な分野で強固な協力関係にあり、日本政府としては、引き続き日英関係の維持・強化に

努めていきます。

(作成者注：なお、英国のメイ首相は2017年3月29日に、欧州連合(EU)に対して離脱を通告したので、今後は正式に英国のEUからの離脱交渉が始まることになる。交渉期間は原則2年間と定められており、2019年3月末までに離脱の大枠を定める離脱協定の合意を目指すことになった。地域共同体からの「主権」等の回復を求めて離脱を選択した英国と、統合を深化させるEUは今後、通商や人の移動などさまざまな課題を協議することになる。)

7 その他の2016年6月以降のEUの情勢について

外務省が作成している次の二つの資料を参照されたい。

- 日EU関係(平成28年6月。ダウンロードできる外務省のウェブサイト：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000112186.pdf>)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000112186.pdf>
- EU情勢(平成28年6月。ダウンロードできる外務省のウェブサイト：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018667.pdf>)

V 主要機関

1 欧州理事会(政治レベルの最高協議機関)

EU各国首脳、欧州理事会議長及び欧州委員会委員長により構成(通常年4回開催)。欧州連合の発展に必要な原動力を与え一般的政治指針を策定する。共通外交安全保障政策の共通戦略を決定。

- 欧州理事会議長ドナルド・トゥスク氏(Donald TUSK、前ポーランド首相)(任期2年半、2014年12月に就任。)

2 EU理事会(決定機関)

EU 各国の閣僚級代表により構成される EU の主たる決定機関（外務理事会、総務理事会、経済・財政理事会等分野毎に開催される）。外務理事会の議長はフェデリカ・モグリーニ（Federica MOGHERINI）外務・安全保障政策上級代表。それ以外の EU 理事会の議長は半年交代の輪番制議長国閣僚（2016 年前半オランダ、2016 年後半スロバキア）。

3 欧州委員会（執行機関）

加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成（各国 1 名の計 28 名、任期 5 年）。省庁に相当する「総局」に分かれ、政策、法案を提案、EU 諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行。

- 委員長 ジャン＝クロード・ユンカー氏（Jean-Claude JUNCKER、前ルクセンブルク首相）
- 欧州委員（貿易担当） セシリア・マルムストローム氏（Cecilia MALMSTRÖEM、前内務担当（欧州委員））他

4 欧州対外活動庁（執行機関）

リスボン条約に基づき 2011 年 1 月に正式発足した、EU 版外務省。職員は、欧州委員会、EU 理事会事務局、加盟国政府関係者から構成される。組織は、役員会（Corporate Board）の下に、地域・機能毎にわかれた局があり、EU の外交政策を立案、執行する。

- 外務・安全保障政策上級代表 フェデリカ・モグリーニ氏（欧州委員会副委員長を兼務）

5 欧州議会（諮問・共同決定機関）

諮問的機関から出発し次第に権限を強化、特定分野の立法における理事会との共同決定権、EU 予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権等を有する。定員は 751 名（2019 年まで）、比例代表制（定員は各国の人口に配慮し配分、各国国内選挙法に基づき実施）により選出（前回選挙：2014 年 5 月）。

- 議長 マルティン・シュルツ氏（Martin SCHULTZ、2 期目）

6 欧州司法裁判所

EU 法体系の解釈を行う欧州連合の最高裁。憲法裁判所、国際裁判所、行政裁判所、労働・普通裁判所としての機能を併せ持つ。加盟国の合意により任命される 28 名の裁判官と 8 名の法務官（いずれも任期 6 年）により構成。加盟国の国内裁判所で提起された EU 法上の問題について「先行判決」を下す制度を有する。第一審裁判所もある。

7 その他

欧州中央銀行（本部：フランクフルト）、欧州会計検査院（本部：ルクセンブルク）、経済社会評議会（本部：ブリュッセル）、地域評議会（本部：ブリュッセル）、欧州原子力共同体（本部：ブリュッセル）、欧州投資銀行（本部：ルクセンブルク）等が存在。

VI EU の法制等の概要について

本節では、Official website of the European Union (http://europa.eu/index_en.htm) からダウンロードできる、“ The ABC of European Union law by Professor Klaus-Dieter Borchardt ”の記述及び日本の外務省のウェブサイトで掲載されている関連資料からの抜粋等を参考として、EU の法制等の概要について、紹介する。

1 上記の“ The ABC of European Union law by Professor Klaus-Dieter Borchardt ”によれば、EU における法制は、別記 1 に掲げられているものから由来しているとしている。

なお、後で紹介する労働安全衛生に関する法制は、主として、規則（Regulations）及び指令(Directives)であるが、その EU 加盟国に対する効力を含めて、別記 2 に収載するとおり外務省のウェブサイトの記述を紹介する。

（別記 1）

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 第 1 次法制 | EU の創設等を規定した基本的な条約。これらの条約については、日本の外務省のウェブサイトで記載されている内容を別記に示す。 （作成者補足：EU（欧州連合）では、次の二つの条約（ここでは英語版を引用する。）を基本的な条約とし、特に単に ‘the Treaties’ と総称している。 |

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● THE TREATY ON THE EUROPEAN UNION ● THE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNION |
| 第2次法制 | EUの国際的な協定 |
| 第3次法制 | <p>1 加盟国に対して拘束力のある法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規則 (Regulations) ● 指令(Directives) ● 決定(Decisions) <p>2 加盟国に対して拘束力を持たない法令、勧告、意見、(加盟国間の) 国際的な合意等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委任法令、実施法令、その他の法令 (Delegated acts, Implementing acts, Other acts) ● 勧告(Recommendations) ● 意見(opinions) ● 機関間の合意(Interinstitutional agreements) ● 決議(Resolutions) ● 宣言(declarations) ● 行動計画(action programmes) |

(別記2) 外務省のウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html>) から関連部分を抜粋したもの

| 項目 | 説明 |
|--|---|
| 欧州連合条約(作成者注: <i>THE TREATY ON THE EUROPEAN UNION</i> を指す。) | 1993年発効のマーストリヒトで署名されたEUを創設する基本条約(通称「マーストリヒト条約」)。欧州共同体設立条約の一部を改正しつつ、政治、安全保障分野も対象とした共同体へ発展。 アムステルダム条約、ニース条約、及びリスボン条約といった改訂条約がある。 |

| | |
|------------------|--|
| (=マーストリヒト条約) | |
| アムステルダム条約 | EU の基本条約（欧州連合条約と欧州共同体設立条約及び欧州原子力共同体条約、欧州石炭鉄鋼共同体条約（2002 年失効））の改正を行う条約。1997 年署名、1999 年に発効した。（2003 年には、それを改正するニース条約、2009 年にはニース条約を改正するリスボン条約がそれぞれ発効している。） |
| ニース条約 | EU の基本条約（欧州連合条約、欧州共同体条約、欧州原子力共同体条約）を改正するもので、2001 年 2 月署名、2003 年 2 月発効。EU 拡大を見据え、EU の意思決定手続の効率化及び機構改革を目指すもの（2009 年 12 月にはニース条約を改正するリスボン条約が発効している）。 |
| リスボン条約 | 2009 年 12 月 1 日発効。正式名称は、「欧州連合条約及び欧州連合の運営に関する条約」。拡大した EU が新たな課題に対応する能力を強化することを目的とし、常任の欧州理事会議長の任命、議長国制度の改革、意思決定手続の改善、外交実施体制の強化等を主な内容とする。 |
| 規則 (Regulations) | EU 法令の一つ。加盟国に対し、国内法への適用を待たずに直接拘束力を有する。 |
| 指令(Directives) | EU 法令の一つ。加盟国を拘束するが、その具体的な形式及び手法は加盟国に委ねられる。適用にあたっては、加盟国内での実施手続（担保法の制定等）が必要。 |
| 決定(Decisions) | EU 法令の一つ。決定は拘束力を持ち、決定において特定された対象にのみ適用され、一般には適用されない。 |

2 EU（欧州連合）における労働安全衛生に関する EU の規則及び（理事会）指令の根拠となる規定について

EU（欧州連合）が定めている労働安全衛生に関する法制は、Directives（理事会）（指令）によるものが多く、Regulations（規則）によるものは少ないが、これらはいずれも THE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNION（この条約が採択されたのは、1957年3月25日にローマで行われたので、“ROME TREATY”と呼ばれることもある。また、この条約は、EUの発展とともにその後数次に渡る改正が行われており、これらの改正規定を含めて THE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNION と呼ばれている。）が根拠となっており、特に同条約の第95条第3項（同条の第1項及び第3項の規定を次に引用する。）が根拠となっている。

Article 95

1. By way of derogation from Article 94 and save where otherwise provided in this Treaty, the following provisions shall apply for the achievement of the objectives set out in Article 14. The Council shall, acting in accordance with the procedure referred to in Article 251 and after consulting the Economic and Social Committee, adopt the measures for the approximation of the provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States which have as their object the establishment and functioning of the internal market.

(2. *omitted*)

3. The Commission, in its proposals envisaged in paragraph 1 concerning health, safety, environmental protection and consumer protection, will take as a base a high level of protection, taking account in particular of any new development based on scientific facts. Within their respective powers, the European Parliament and the Council will also seek to achieve this objective.

なお、これらのうち、規則によるものは、後にその概要を紹介することとしている次の二つである。

- REGULATION (EC) No 1907/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC
(化学物質 (品) の登録、評価、認可及び制限(REACH)に係る欧州化学物質庁を設立し、指令1999/45/EC を改正し、理事会規則(EEC) No 793/93 及び委員会規則(EC) No 1488/94、並びに理事会指令76/769/EEC、委員会指令91/155/EEC、93/67/EEC、93/105/EC 及び2000/21/EC を廃止する2006年12月18日付け欧州議会及び理事会規則(EC) No 1907/2006)
- REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008
(物質および混合物の分類、表示、包装に関する指令 67/548/EEC および1999/45/EC を改正し、廃止し、規則(EC) No 1907/2006 を改正する、2008年12月16日付け欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008)